

あきる野市教育委員会 6 例会会議録

- | | | | |
|---|--------|---------------------|---|
| 1 | 開催日 | 令和2年6月24日(水) | |
| 2 | 開催時刻 | 午後2時00分 | |
| 3 | 終了時刻 | 午後3時15分 | |
| 4 | 場所 | あきる野市役所別館 5階 505会議室 | |
| 5 | 日程 | 日程第1 | 議案第15号 あきる野社会教育委員の解嘱及び委嘱について |
| | | 日程第2 | 議案第16号 あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱について |
| | | 日程第3 | 議案第17号 あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| | | 日程第4 | 議案第18号 あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について |
| | | 日程第5 | 議案第19号 あきる野市立学校職員被服貸与規程の一部改正について |
| | | 日程第6 | 報告第6号 臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算(第3号補正)に関する報告及び承認について |
| | | 日程第7 | 報告第7号 臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算(第4号補正)に関する報告及び承認について |
| | | 日程第8 | 教育長及び教育委員報告 |
| 6 | 出席委員 | 教 育 長 | 私 市 豊 |
| | | 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| | | 委 員 | 丹 治 充 |
| | | 委 員 | 小 西 フミ子 |
| | | 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
| 7 | 欠席委員 | なし | |
| 8 | 事務局出席者 | 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 |
| | | 指 導 担 当 部 長 | 草 刈 あずさ |

生涯学習担当部長	佐藤幸広
教育総務課長	鈴木将裕
教育施設担当課長	岩崎徹
学校給食課長	山本匡
指導担当課長	渡邊啓介
生涯学習推進課長	吉岡賢
スポーツ推進課長	長谷川美樹
図書館長	紺藤修子
指導主事	大道雅士
指導主事	宇佐美琢郎

9 事務局欠席者

なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまからあきる野市教育委員会 6 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、丹治委員と小西委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 1 5 号あきる野市社会教育委員の解嘱及び委嘱についてを上程します。

本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、非公開で会議を進めます。

それでは、説明を生涯学習担当部長、お願いします。

= 非公開 =

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第 1 議案第 1 5 号あきる野市社会教育委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第 1 議案第 1 5 号あきる野市社会教育委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 2 議案第 1 6 号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱についてを上程します。

本件も人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、非公開で会議を進めます。

説明を教育部長にお願いします。

= 非公開 =

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第16号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第16号あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第17号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を指導担当部長、お願いいたします。

指導担当部長（草刈あずさ君）

議案第17号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

提案理由につきましては、国の働き方改革に関する指針を受け、あきる野市立学校においても教育職員業務量の適切な管理を行うことにより、学校における働き方改革を進めることを明記する必要があることから、あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することにつきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、第28条を第29条とし、第28条に教育職員の業務量の適切な管理についての1条を加えるものでございます。

具体的には、教育職員の勤務時間のうち、業務を行う時間から正規の勤務時間を引いたいわゆる超過勤務の時間を原則月45時間、年に360時間とするものとなっております。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か質問などございますでしょうか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

教員の方々が非常に忙しく、時間外労働がすごく多いというニュースを多々耳にします。適正な勤務時間を管理するために今回新たに規則を設けるということだと思っております、まずその超過勤務に関してひと月に45時間、1年に360時間という、この数字の根拠となるもの、こういったことからこういった数字が出てきたのかをお聞きしたいことが1点目です。また、2のところ「前項の規程にかかわらず、児童または生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い」というのがあります。これは突発的に業務量が多くなった場合を想定しての規程だと思っております、こういった場合を想定した規程なのでしょうか。また、その突発的に業務量が多いか多くないかを、「委員会が認める場合には」というただし書きになっているのですが、何か例えば手続上、こういったも

のを満たしていれば今回は突発的な業務が多くなっているので、いたし方がないということになるのかという線引きが少し曖昧というか、分かりづらいと思ったので、その辺をお聞きしたいと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

まず、1点目の45時間と360時間の根拠ですが、こちらは国の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの中で捉えた数値、項目の2番の80時間、100時間についても同じように、国から示されているものに基づいて、あきる野市でも設定しているものでございます。

もう一点の2つ目のところの一時的、また突発的ということですが、これは罰則規定がないもので、事前申請ではないことになっています。1つは一時的なものということに関して言いますと、例えば成績をつけるといった時期を見込んでおります。また、突発的とは、全校的に対応しなくてはいけないような何らかの事件なりが起きたときは、やはり通常の勤務時間内では収まらないこともあります。ここではまだ扱ってはおりませんが、国では変形労働時間制も言われておまして、この80時間とか100時間というあたりは少し学期の忙しい時にはそういう働き方をして、また夏休みに少し時間を寄せていくといえますか、そういう働き方を見越しての項目が含まれています。ただこちらについてはまだ具体的には話を進めていないので、この先変形労働時間制についても定めていかなくてはいけないと考えております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

分かりました。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今の質問に関連してですけれど、1か月間45時間で縛る、これらについても当然のことながら超過勤務扱いとするには三原則があります。それに則ったものですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

超過勤務の原則に基づかないものも含めて、実際に教員が勤務している全ての時間について超過勤務ということで、それも振替が認められていなかったりという部分での全ての超過勤務時間について扱っております。

委員（丹治 充君）

教職員特別勤務手当の中にその辺あたりが含まれていると思いますが、それで、今ご説明のあった変形労働時間制についても、公立学校の先生方にも適用になるのですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

公立学校の先生についても同じように適用になりますが、これは国が決めるという意味で、あきる野市では今回のように管理運営規則などで決めていくことになると思います。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、例えばこの変形労働時間について各学校の代表者の方と学校長との関係になるのか、あるいは市内全体の中で校長会なら校長会等を代表して教育委員会教育長との関係になるのか。変形労働時間の場合には、職員団体等があれば合意の上で該当すると私は受け止めていたのですが、その辺はどうでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

具体的な進め方までまだ検討はしていないのですが、今の段階で考えられる方法としては、今丹治委員からもお話いただいたような、全員が一律に、例えば7月は忙しいのでこういう勤務時間にして、8月は成績も終わり、夏休みなので短くするというやり方も1つありますし、あとは人によって働き方を、ワーク・ライフ・バランスではないですけども、変形労働時間制を取り入れることができるというような全員が一律に行うのではなくて、その働き方が合っている人はそういうことが可能になるという取り入れ方もあり、どちらにするかはまだこの段階では決まっていません。そういうことも含めてどういう体制で決めていくかというのも、今後の対応になっていくと考えております。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、いわゆる時間的な管理について、各学校で教職員一人一人の勤務時間の把握が大変重要になってくるだろうと思うのですが、その辺の検討は既に始まったのですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

実際にはタイムカードなど勤務時間が分かるものを昨年度の1月から導入していきまして、それぞれの先生方の勤務時間の状況が把握できるようになっております。ただ、やはりまだこの45時間にはほど遠い現状があります。ただ単に早く帰りなさいと持ち帰らせるということではなくて、そもそも学校の中で必要なものや優先順位の高いもの、また今後ICTの活用も進んでいきますので、そういうことも合わせながら実際の業務量が減ることを考えて、一緒に取り組んでいかないと、ただ単に数値を示しただけでは、なかなか忙しさの解消にはつながっていかないなと考えております。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

僕は非常に背景に難しいものがあるのかなと思った理由は、例えば各学校の先生方それぞれ仕事はこれでいいということはありませんから、場合によっては勤務時間終了後も、その先生によっては勤務で残る場面も出てくると思います。でもその時間を管理するもの、例えばタイムレコーダーならレコーダーで記した時間が根拠になります。ということは、例えばこの45時間については、かなりオーバーしてしまう場面が結構出てくるのではないのかと思います。したがってその辺の労働時間の関係でいけば、管理職が各先生方の超過勤務についても認めていくのか、認める内容については先ほど申し上げたように、超過勤務の3原則に則って認めていくのか、それともまた新たに超過勤務のできるような考え方があるのか、できるのかどうかということで質問してみました。いずれにしても大変な問題だろうと思います。今度は職員団体或いは代表者との関係も出てくるでしょうから、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今後はひと月について45時間以内が目標といいますか、それ以内に収めようということですが、現在先生方はどのくらい超過して働いていらっしゃるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

具体的なデータが手元にないのですが、80時間を超えている先生がどれぐらいいるのかを教職員係でも数値を把握しているところで、80時間を超えている先生についてはメンタル的に大丈夫なのかということで、学校の管理職にも、その先生の状況を確認していただいております。また、誰かに職務が偏っているとか、キャリアの違いで授業の準備の段取りの良さも変わってきます。個人では解決できない問題は組織的に対応しないとなりますので、これからも把握をして、残業が多い人については注意をしてやめさせるということではなく、業務量がどうかということと精神的にも身体的にも負担が大き過ぎないかということを見守りつつ、少しずつ業務を減らしていくことを働きかけていきます。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

以前から業務量が多過ぎるのではないかと、スクールサポートスタッフなどを導入し、色々考えてやっていますね。そういう職種を導入することによって、以前よりは状況は少しずつ改善されているとお考えでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

副校長の職務に関しては、副校長補佐の配置、また教員全体についてはスクールサポートスタッフをここで導入したところです。その先生でなくてはならない仕事以外の部分を

お任せできることで、確実に業務量は減らすことができると考えております。ただ、頼むには頼むなりの準備が必要なので、そこが円滑にうまく軌道に乗っていくまでは若干時間がかかるとは思いますけれども、そのシステムがうまくできるようになれば、かなり効果的であると考えます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

そうですね。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第17号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第17号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第18号あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてを上程します。

説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長（草刈あずさ君）

では、議案第18号 あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてご説明いたします。

提案理由につきましては、会計年度任用職員制度が導入されましたことから、兼業及び兼職に関する事務取扱規程の一部の表記を変更する必要性が生じたため、委員会の承認を求めるところでございます。

改正の内容といたしましては、第1条の一部を変更し、地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員という部分を削るものでございます。ただ、これは削りますが、対象となる教育職員自体は変更がありません。名称の変更ということでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問などありますでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第4 議案第18号あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第4 議案第18号あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第19号あきる野市立学校職員被服貸与規程の一部改正についてを上程します。

説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長（草刈あずさ君）

議案第19号あきる野市立学校職員被服貸与規程の一部改正についてご説明いたします。

提案理由につきましては、こちらも会計年度任用職員制度が導入されたことから、被服貸与既定の一部の表記を変更する必要が生じたため委員会の承認を求めるものでございます。

改正の内容としましては、先ほどと同じように、表記の変更となっておりますが、こちらにつきましてはまた併せて別表にあるように、被貸与者に当たる教育職員の職層を現状に合わせて詳細に記載したものでございます。見たところ、職層が増えているのですが、これは職層名が実際に増えているという関係でございまして、対象となる教育職員自体に変更はございません。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問などありますでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この貸与期間は、相当期間となっているのですが、相当とは大体何年を指していますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

要するにもう着られなくなるまでだと。白衣については衛生ということで2年ですが、トレーニングシャツですので、それぞれが使う頻度にもよりますので、相当期間と表現されているのであろうということでございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

ということは、本人から申告があれば、今部長がお話ししたように、着られなくなったらまた貸与していただけるのかどうか、その辺はどうなんですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

実はこの規定自体はありますが、予算をとって貸与することは長い間されていません。その前は定期的に傷んだ人だけ、着古した人だけではなく、全教職員に貸与されていました。実際には予算をとっていませんが、できる体制は整えています。それもありまして、主幹教諭までは、前回職層のところを変更しているのですが、主任教諭が兼任されたところではすぐにこの規定を変えずに、今回の会計年度任用職員の分類に合わせて、改めてここで変更させていただいているという流れになっております。

委員（丹治 充君）

これはトレーニングシャツですか、上下のトレパンじゃなくてシャツだけですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

トレーニングシャツというシャツ1枚ということではなく、金額によると思いますが、運動に使う衣服、いわゆるジャージのようなものを貸与できることになっております。

委員（丹治 充君）

ということは、1着につき幾らというような予算があるのですね。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

実際に予算がとれるようであれば、その予算の中で買えるものをまた買っていただくこととなります。今のところ予算をとっていない状況がありますので、1人当たり幾らということは設定はしておりません。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私がなぜ質問したのかと申しますと、この規定は昔からあります。それでも、実際この規定に合った形で貸与されたという記憶がないわけですし。だから、もしも毎年着任された先生方に、4月の段階で調査をして、貸与するという方式であればいいのですけれども、今までそのような方法はとってきたのか、とってこなかったのか、その辺どうですか。今回調査されたのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

すみません、何年度から貸与していないというところは、今手元になく、特に調査はし

ておりません。というのも、しばらく貸与はしていないので、この4月の方にのみ配ると
いうこともしていませんし、昨年のうちも予算取りはしていなかったということです。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

分かりました。いずれにしても、市としては新たに先生方があきる野市にお見えになっ
たときには、トレーニングシャツ等については貸与する規則がある訳ですから、貸与規程
に沿って措置をしていただきたいと思います。

赴任年代の違いで貸与された職員とされなかった職員が生じますと、公平の中の不公平
が出てきますから規程通りの処置をお願いいたしたいと思います。

職員が自分で好きなものを選んで購入している今日、特にこの職員被服貸与規程は必要
ないのではとも思えます。また、保健室の白衣も記載してありますが、学校保健の予算
で十分に講じられるのではないかなという気もいたします。

ですから、あえてこういうような規程そのもの見直しも検討すべきなのかなという思い
がいたしますので意見を述べさせていただきました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

私も丹治委員の意見に賛成です。やはり現状に即した形の規程であればいいのですが、
名ばかりのものがそのまま見直されず残っているのはどうかと思います。現状貸与された
トレーニングシャツを着ている教員がいるとは思えないので、そういったことも、今後は
検討していかれたらどうかと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

これで質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第5 議案第19号あきる野市立学校職員被服貸与規程の一部改正については、原
案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第5 議案第19号あきる野市立学校職員被服貸与規程の一部改正については、原
案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 報告第6号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管
予算（第3号補正）に関する報告及び承認について、日程第7 報告第7号臨時代理した

令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第4号補正）に関する報告及び承認についてを一括して上程をします。

それでは、説明を教育部長及び生涯学習担当部長にお願いをいたします。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、報告第6号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）に関する報告及び承認について及び報告第7号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第4号補正）に関する報告及び承認についてを一括して説明させていただきます。

提案理由でございますが、本件につきましては、令和2年あきる野市議会第1回定例会6月定例会議におきまして一般会計補正予算第3号及び追加補正といたしまして第4号に計上したものであり、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により臨時に代理いたしましたので、同規則第4条第2項の規定によりこれを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。それでは、補正の概要につきまして説明させていただきますが、学校教育関係につきまして私から、生涯学習関係につきましては生涯学習担当部長から説明させていただきます。

初めに、報告第6号からご説明させていただきます。

令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）の歳入を御覧ください。第15款国庫支出金、02国庫補助金、06教育費国庫補助金の1億9,265万5,000円につきましては、この後歳出でご説明いたします小中学校それぞれのICT環境整備事業経費のうち、児童生徒1人1台の端末購入費の財源として、国からの公立学校情報機器整備費補助金で、端末1台当たり上限4万5,000円に対する定額補助3分の2を計上したものでございます。また、第16款都支出金、03委託金、05教育費委託金の282万4,000円につきましては、学校と家庭の連携推進事業における人件費分とオリンピック・パラリンピック教育推進関係経費及び安全教育推進校事業経費の10分の10を都の委託金として計上したものでございます。

続きまして、次ページの歳出を御覧ください。第10款教育費、01教育総務費292万7,000円につきましては、03教育指導費に、せせらぎ教室指導員の増員等に伴うパソコン等借上料8万3,000円、それから学校と家庭の連携推進事業に増戸小学校が新たに指定されたことに伴う会計年度任用職員報酬など35万3,000円、オリンピック・パラリンピック教育推進に関し、当初予算編成後に南秋留小学校及び五日市中学校がアワード校に、市内全16校が推進校に、また東秋留小学校が文化プログラム校に採択されたことによる講演会等の講師謝礼や物品購入費など、合計で229万1,000円、さらには安全教育推進校に五日市小学校及び五日市中学校が採択されたことに伴う講師謝礼、消耗品費など20万円を計上したものでございます。

続きまして、02小学校費、2億266万9,000円につきましては、01学校管理費に副校長補佐等の増員に伴うパソコンの借上料20万6,000円と02教育振興費に児童1人1台の端末購入等に係る経費2億246万3,000円を計上したものでございます。

また、中学校費1億489万円につきましては、01学校管理費に西中学校の特別支援

学級増による介助員の追加に伴う会計年度任用職員報酬127万6,000円、副校長補佐等の増員に伴うパソコンの借上料16万5,000円と02教育振興費に生徒1人1台の端末購入等に係る経費1億344万9,000円を計上したものでございます。

なお、02小学校費及び03中学校費それぞれに計上いたしましたICT環境整備事業経費の児童生徒1人1台の端末購入費用につきましては、当初令和2年度に校内LAN整備を行い、令和3年度から令和5年度にかけて段階的に1人1台の端末を整備していくことになっておりましたが、今回の新型コロナウイルスによる臨時休業を踏まえ、国がスケジュールを大幅に前倒しし、今年度中の整備とするための措置を講じたことから、今回の補正に計上したものでございます。

最後に、06学校給食費、02給食事業費2,997万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から約2か月間学校を臨時休業としていたことから、削減された児童生徒の学習機会を設けるため、従来の夏期休業期間に授業日を設定し、保護者からの負担を求めずに給食を提供するための経費を計上したものでございます。

続きまして、報告第7号の令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第4号補正）についてご説明いたしますが、第4号補正につきましては、追加補正として計上したもので歳出のみの補正でございます。

次ページを御覧ください。第10教育費、01教育総務費の39万3,000円につきましては、02事務局費に学校感染症予防対策経費として新型コロナウイルス感染症の影響により、本来6月までに実施するはずであった児童生徒の健康診断を9月から実施していくに当たり、感染予防策として健診時に医師が使用する手袋を購入するための経費を計上したものでございます。なお、この追加補正の結果、第10款教育費の補正額は、第3号補正と第4号補正を合わせまして3億4,085万2,000円となります。

学校教育に関する補正予算の説明は以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

私からは、生涯学習関係の補正予算についてご説明をさせていただきます。生涯学習関係につきましては、減額の補正でございます。予算資料の第3号補正の一覧の歳出のほうの一番上を御覧いただきたいと思います。02総務費、01総務管理費、06企画費、国際化推進事業経費の438万円の減額補正は、マールボロウ市との教育交流中止に伴う予算減額でございます。

この教育交流の中止ですが、新型コロナウイルス感染状況を確認しながら、今年度の事業実施について検討してまいりましたが、国による緊急事態宣言が5月25日に解除されるまで続き、一方、マールボロウ市のウイットコムスクールですが、感染状況を踏まえ既に8月31日まで休校が決定しておりました。このような状況の中で、マールボロウへの派遣者の人選などもできていないことから、感染症対策本部において、今年度の国際化推進事業は派遣、受入れとも中止を決定しております。一方マールボロウ市からは、交流について1年は延期したい旨のメールをいただいております。これらの理由による中止によ

りまして、事業経費の減額を計上させていただいているということでございます。

生涯学習関係の補正予算につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か質問がありましたらお願いをいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

3点お願いします。

まず1点目は、オリパラ教育の関係でアワード校ということで、これは推薦した結果、優秀校だと認められたものと思います。この優れたオリパラ教育を行っている南秋留小学校あるいは五日市中学校で取り組んできた成果を他の学校へも普及させたり、あるいは発展することによって、さらにまたオリパラ教育が充実していくのだろうと思うのですが、具体的に南小あるいは五日市中学校はどの辺が評価されたのでしょうか、それが1点。

それから、2点目が予算の第3号補正の02小学校費、03中学校費の特にICT環境整備事業経費、小学校のサーバー等の借上料と中学校のサーバーの借上料、これらが2つ出ているのですが、この額についてサーバー料は高いんだなと思ったのですが、この辺の積算根拠と申しますか、これが分かれば教えてください。

3点目は、ICTの児童1人1台の端末を配置すること、それから中学校費でも生徒1人1台の端末を配置すると、非常によかったなと思っています。それで、この端末についてはどういう端末機器を考えられているのかという点で、そして今でも例えば児童生徒パソコン1人1台という根拠はパソコンルームの時間割の工夫によって1人1台の算定方法はできますが、ただ今回は生徒一人一人、例えば100名いるのであれば100台分、そこに配置されるという意味での1人1台なのか、この辺が明らかになれば教えてください。よろしくお願いいたします。よろしくお願いします。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（渡邊啓介君）

まず、ご質問がありましたオリンピック・パラリンピック教育のアワード校についてでございますが、今年度南秋留小学校がスポーツ志向を重点に取り組んでいく。そして、五日市中学校につきましては、日本人の自覚と誇りを高める取組を行っていくところが評価をされまして1年間のアワード校に東京都教育委員会から認定されました。今の重点施策を中心に据えまして、各校で特色ある計画を進めていく流れになってございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、ICT関係で2点ほど質問いただきましたので、お答えいたします。

まず、サーバーですが、今回設置するものはプロキシサーバーと呼ばれるネットワーク上に出ていくためのサーバーです。現在市役所の情報システムを介した形で、学校のインターネット環境が使えるようになっていますが、16校全てにプロキシサーバーを配置して、学校ごとにネットワーク環境、外部に出ていく環境を構築するために今回計上しているものです。1校当たり学校数で割ったおよそ70万程度がサーバーの1台当たりの金額となっております。

また、ICT端末1人1台整備についてですが、丹治委員の発言にありましたように、今回、全児童・生徒ということで、4月1日現在でおよそ6,300人ほどいますけれども、その児童・生徒全てに1台ずつ配置するというので経費を計算しています。

私からは以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今回の新型コロナウイルスの関係では、子どもたちのこのような学習危機が分かっているならば、また違った形での学習の展開ができたのかなど、委員会の事務局の努力でいち早く学校対応の仕方が、子どもたちに配布されていくという点では心から感謝申し上げたいと思っています。それで、この1人1台のタブレットパソコンが貸与された場合、今度は子どもが日常学校に置かないで、家も学校でも使えるような形態でできるのかどうか、家庭によってはインターネット回線をつないでいないところも当然ありますから、単独でも校内以外で使える端末なのかどうかを教えてください。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

タブレットです。国の想定としましては、自宅に持ち帰ってのオンライン学習の話は出ていますが、実際問題オンライン学習にたどり着くまでには相当な時間が必要かと思えます。丹治委員からありましたように、各家庭のインターネット環境もかなりばらつきがございます。今回調査したところでは、ネット環境のない家庭は3分の1程度です。6,300世帯中の約2,000世帯近くそういった状況にありますので、もし学校から持ち帰った場合、各家庭での通信料をどうするのか、端末を家庭で使用するには、その際の設定等も必要となります。これを各家庭でできるのかといったところでは、家庭の対応力が未知数という点も危惧しているところです。現在携帯端末、電話を使われている方が多いのですが、パソコンがない家庭も実際問題多くて、タブレットに慣れていない家庭も相当あることが今回の調査で分かっております。そういったところでは教員や職員が各家庭に行き、そこら辺の設定をすることも、やはり現実味のない話ですので、まずは学校で生徒と先生がタブレットの使い方を学ぶところから始めて、ある程度生徒が使いこなせるような状況になった際に、初めて家に持ち帰って活用するという状況になると思います。実際に物が配備されて以降、学校の中でまず使える状況を作ることが一番と考えています。

私からは以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

今の説明ですと、まず今年度中に1人1台の端末が行き渡る状況にするということですね。想定としては、タブレットを学校のどこかに保管して、授業の中でタブレットを使用しながら学習をする機会を来年度はつくって行って、その後に家庭に持ち帰って映像授業を導入していくという流れでよろしいでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（鈴木将裕君）

今年度予算で整備するだけの予算を計上しておりますが、実際の市場の供給状況などを見ますと、やはり全自治体が一斉にこれだけの台数を発注するとなると、物の入荷というところはかなり不透明なところがございます。また、端末本体と併せて、CPUなどのパソコンの心臓部分にあるところ、こちらの生産も中国の生産の現場、そういったところが止まっていた関係で、全世界的に不足している状況があります。年度末ぐらいにまでそろえばいいなという希望は持っておりますが、もしかしたら次年度に納入がずれ込むということも考えられます。そういった中で、やはり実際には物が入ったとしても使えるの状況にならなければ、家に持ち帰ったところで運用できない状況になりますので、実際使える状況を整えるのがまず今年度は先なのだろうと考えております。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

よろしく申し上げます。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ちょっと違うところですよ。学校給食費についてお伺いしたいのですが、今回通常ですと夏期休業、学校がない期間に登校日を設けることによって給食が発生すると、その費用については家庭の負担をつくらぬようにということで予算がついていると理解しているわけですが、とはいっても、子どもたちが食べるものについての費用ですので、それをこういった公費を入れてよいということに至るまでには何か意見等があったのではないのかなと思います。食べる者がその額を払うんだという考え方もあろうかと思えます。そういった部分は何かお話があったのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

お答えいたします。

確かに、今委員がおっしゃるように、通常の流れですと食すべきものを食したときには、それを払うという原則はあると思います。しかしながら、この財源については、コロ

ナウイルス感染症に対する特別交付金を使っております。この交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に充てることのできるものであり、例えば食事の提供も含まれています。それから、国全体が経済が回らなくなっている状況の中で、給食費については、給食を提供していない分はいただいていませんが、新たに発生する食事の負担を家庭に課すというのも適切ではないと思われれます。国全体が経済的に厳しい状況になっていく中、当然市内の中でもそういう状況が発生しております。負担を生じさせずに一定の食事をお出しして、学習の機会を設けるというところで、最終的には予算の使い方としては有効であるという判断の下、補正予算としてあげさせていただきました。

委員（坂谷充孝君）

よく分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第6 報告第6号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）に関する報告及び承認について、日程第7 報告第7号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第4号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第6 報告第6号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第3号補正）に関する報告及び承認について、日程第7 報告第7号臨時代理した令和2年度あきる野市教育委員会所管予算（第4号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告になります。お手元に私の報告がありますけれども、やはり新型コロナの関係で感染症対策本部会議をはじめ定例的なものの報告になりますので、資料に代えさせていただきます。特に付け加える点はございません。

特に教育委員さんから何か報告ありますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

報告というよりも、このコロナ期間中に感じたことが3点ほどあります。例えばオンライン授業が始まるということで、特別支援の子どもたちの中には、すごく夢中になって、すぐに覚えてしまう子もいると思います。しかし、個人個人の性格や得意とするものが違う子たちですと通常学級のようなオンライン授業はとても難しいのではないかなという気がします。

それと、同時に思ったことは、やはりボーダーラインと軽度の子たちは、小学校、中学校でそういう形で習っていくかもしれないですけども、その先、例えば秋留台高校の特

別支援学や青梅の青峰学園のボーダーラインの子たちが希望する学校に流れていくと思います。そういう特別支援の必要な子は、授業よりも人の前で挨拶できるなど、そういう社会生活の中で必要なものを身につけるような授業をずっと続けていかないとはいけません。その時に、男の子だったらひげを剃る、それから姿勢とか電車に乗る時はこうするというのもとても大事なことです。小学校、中学校までは特別支援学級の中で卒業になったとしても、その先へ行った時にどんな状態の勉強をするのか、青峰学園にしても秋留台高校にしても、どのような授業が行われるのかということは、教育委員として見学をしたいと思うぐらいです。こういうことを今高校では習っているんだというところまで見て、小中の流れを見たいなという気持ちが1つあったことと。

それから、あと給食が始まりました。幼稚園、保育園で御飯を食べる時に、アレルギーがある子のそばにいる先生は離れてはいけないと、子育て支援の研修に行った時に今年習いました。職員がちょっと離れた時にアレルギーの子に、「はい、あげる」といってもらってしまい、具合が悪くなることがあるから、介助者は必ず人に頼んで席を立つことと習いました。今度1年生に上がった時に、アレルギーの子がいることを、ほかの子どもたちにちゃんと説明をしておかないと、そういう危険性があるのではないかなという不安があります。それはどういう指導になっているのかなということ、それが2つ目です。

それから、あともう一つ、教科書の採択で教科書がいっぱい段ボールで来ました。色々見ていましたら、うちの娘たちが来ることがありまして、それを見て、娘が、『私たちが習った時代はその教科書しか知らないから、こんなに会社があるなんて知らなかった』と。経験者として、うちの娘たちは30を過ぎていますが、勉強からまだそんなに離れていない人たちが教科書を見て、こっちのよりもこの教科書で習いたかったとか、もっと見てみたいということを行いました。教科書を閲覧できる今、そういう興味のある若い子たちも見学に来て、意見を出せるような状態になっているのかどうか気になったので、伺いたかったです。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長、何かありますか。

指導担当部長（草刈あずさ君）

まず、特別支援のお子さんですが、オンライン授業をメインにこの先やっていくよりは、学校の中でツールとして使って、一斉授業中や特別に調べる時に使っていきます。人と人との触れ合いの中で自立活動の学習が特支では本当に重要だと思うので、そこは変わらず、オンラインでやりにくいので、今後も大切にやっていくことになると思います。

特別支援学校の高等部になったからといって自立活動が必要なくなることはないので、学習と併せてそういった部分も高等部では考えていると思います。

アレルギーの話は、学校給食課からしていただけますかね。

あと教科書採択です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長

指導担当課長（渡邊啓介君）

まず、今年度は中学校の教科用図書の採択年度ということで、市役所の隣の別館の1階に展示場を設けまして、9時から夕方の5時まで、平日閲覧ができるようになっております。加えまして、中央図書館にも開館時間、開館日におきまして教科書が見られるようになっております。今中学校の採択年度と言いましたけれども、中央図書館につきましてはこれまで採択した小学校の教科書、教科用図書についても閲覧できることになっておりますので、ご利用いただければと思っております。

アンケートにつきましても、隣の別館の展示会場になると思うのですが、そこではアンケートが置いてありまして、地域の方のご意見も聞く形をとってございます。

委員（小西フミ子君）

それは、すみません、私の宣伝がいけなかったかもしれないですけど、娘たちはこういう閲覧の期間があることを知らなかったわけです。広報も読まないから、割合勉強から遠ざかっていない子どもたちがこっちの本よりこっちの方がいいと見比べられる時期があるのだったら、こういう見たい人の意見を聞いてほしいと言っていたので、閲覧していることは分かっているのですけれど、そういう子たちも来ての意見が入っているのかがとても気になりました。分かりました。ちゃんと娘たちに見に行きなさいと言います。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

これは今ご質問いただいた中身が、1つはアレルギーをお持ちの子に対する周知の方法と申しますか、そのアレルギーの食材についてのことと、あと学校における新入生にそういうアレルギーの子がいた場合の、学校の中での対応ということですね。

委員（小西フミ子君）

そうですね。

教育部長（渡邊浩二君）

そのあたりになりますと、また分けての話になってしまうのですが、1つはアレルギーに関しては、献立とあわせて、どういう食材を使っている、アレルギー物質があるということ事前に学校を介し保護者にお示しをし、学校と共有してもらうことでアレルギーに対する対応をしています。現状の給食センターでアレルギーの方に対する別メニューということは、今できないものですから、そういったやり取りで間違った対応がないような形を保護者の方と学校が共有してやっていくというシステムが現状です。

今度、そのお子さんが学校で皆さんと違うメニューをと申しますか、お持ちになっているものというところでの、学校の中での指導は、その状況によって様々だとは思いますが、逆に言うと全ての人と同じではない、ある意味では、そういう状況もあるんだということも、子どもたちも勉強していく、分かっていくことが1つの教育だと思いますし、そこのところを学校でどのような周知の仕方をしているか、示し方をしているか、学校によって違いはあるかも知れませんが、行っていると思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

アレルギーの子もいるんだという人としての理解というところですが、間違えて食べさせないことが特に気を使っているところです。本人がもちろん分からず、分かりにくいものもあつたりしますので、教室の中で担任もそうですし、あと担当の先生以外がつく日もあるので、これは基本的に全校で、どの子が何のアレルギーがあつて、今日はこのメニューは食べられない、主食であれば代替りのものを持ってこないといけないので、多分家庭と連絡し合つて、その代替りのものを持っていって、食べないということをみんなで分かるようにつて、このことも先ほどの話のように、特別あの子だけずるいということではなく、アレルギーがあるからやむを得ないし、そういうことがあるんだということをベースとしてみんなが分かつて、牛乳飲めない子のところに牛乳が配られず、そしてその子も飲まないということが徹底できるように、何重にも気をつけて対応しています。

小さい学年になればなるほど、その辺のリスクが高いので、教員の管理が重要になってきますし、でもこれはもう徐々に年齢が上がつていけば、自分で管理しなくては社会に出た時に困るので、中学生になれば、今度は自分で先生にこれ食べちゃだめつて言われるのではなくて、自分で管理ができてくるようにつて、それも発達段階に合わせて、やはり特別支援のお子さんには特に配慮しながら指導をしている。どんな方法かつて、各校それぞれだとは思いますが、気をつけて対応はしているところです。

委員（小西フミ子君）

分かりました。幼稚園、保育園のまだ小さい子たちに、いきなり小学校1年になつた時に、親切心からもらい受けて、そういうことがあるのではないかなと、担任の先生はずつと見ていなきゃいけないし、本人ももちろんその年になれば自分で食べちゃいけないだつて自分で分かると思います。だけど、分かると思うんですけども、親切心で食べてごらんと言われて、そういう事故が起きなければいいなつて気持ちがあつて、そういうふうに感じました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

学校給食課長。

学校給食課長（山本 匡君）

1件説明だけさせていただきます。私ども学校給食センターでは、栄養教諭を入れております。特に児童が入学する時に、学校で校長先生、ないし副校長先生、また養護の先生が父兄と面談をしています。その時に、学校によりましては栄養教諭が同席し、どのようなアレルギーだとか重度とかレベルがございますので、そういうことを聞いて、どういうアレルギーで、どういうものが食べられるのか、父兄と相談して進めております。それを基に、給食センターでは当然アレルギー除去食を作ることはできませんので、献立を作り、学校にお送りして、学校から父兄に連絡し、実際に細かく使用している食材を父兄さんが見て、「これはだめだ」「食べられない」ということを学校に連絡をしていると私どもは聞いております。そこで、うちとしてはアレルギーパンだけは手配して、その方に食べられるようにさせていただいております。それ以外は、給食センターの除去食はございませんので、そのようなことではつております。

委員（小西フミ子君）

アレルギーの児童とそのお話し合いをちゃんとしてあるということは、もう何年かずっとお伺いしていたので分かっています。ただ、その幼稚園、保育園から上がった段階の子がちゃんと自分たちで断ることができるのかなと少し心配だったので、坂谷先生にもお伺いしたいと思ったのですが、そのくらいになると自分でちゃんと断るようになりますか。

委員（坂谷充孝君）

全員が全員そうとは言えないですけども、年中あたりになると自分が食べられないものというのはほとんど分かっているようです。

委員（小西フミ子君）

分かっているようですか、では大丈夫ですね。

委員（坂谷充孝君）

全員が全員そうとは思わないですけども、多くは、私が知っている限り、僕はこれ食べられないんだということは自分で言います。

委員（小西フミ子君）

そうですか。分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、教育長及び教育委員の報告は終了をいたします。

最後に、事務局のほうから今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

まず、7月22日ですけども、例年東京自治会館が実施している教育長会の研修会が予定されています。午後2時からで、今回は委員におかれましては丹治委員の出席ということで伺っておりますので、また集合時間等については後日連絡させていただきます。

次回、令和2年7月の教育委員会定例会につきましては、7月29日水曜の午後2時から、503会議室を予定しております。

私からの案内は以上となります。

教育長（私市 豊君）

特によろしいですね。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会6月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時15分